

島原市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

平成31年2月改訂

島原市政策企画課

（目的）

- 1 このガイドラインは、本市の職員（以下「職員」という。）が職務の一環として、ソーシャルメディア（次項各号に掲げるものをいう。以下同じ。）を利用するに当たり、その有効性を十分に活用して市政情報等を発信するために必要な指針を定める。

（適用）

- 2 このガイドラインは、ソーシャルメディアのうち、次の媒体で日常業務の一環として行うすべての職員に適用する。
 - （1）ツイッター
 - （2）フェイスブック
 - （3）LINE@
 - （4）インスタグラム
 - （5）上記の他、協議の結果利用が認められたソーシャルメディア

（基本原則）

- 3 ソーシャルメディアによる情報発信に係る基本原則は、次のとおりとする。
 - （1）職員として自覚と責任を持った発言を行うこと。
 - （2）法令、当ガイドライン、他に定める運用規定等を遵守すること。
 - （3）職務上知り得た秘密や個人情報の取り扱いに十分に注意すること。
 - （4）利用者（職員を含む。）の基本的な人権、著作権等を侵害しないよう十分に注意すること。
 - （5）公序良俗に反する情報発信をしないよう十分に注意すること。
 - （6）取り扱う情報は信頼性を確保し、正確な情報発信をすること。
 - （7）誤解を与えない、簡潔な情報発信に努めること。
 - （8）利用者とのトラブルを回避するため、冷静かつ誠実な対応をすること。

（禁止事項）

- 4 ソーシャルメディアによる情報発信に係る禁止事項は次に掲げるとおりとする。
 - （1）誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報を発信すること。
 - （2）人種、思想、信条、居住、職業等で差別し、又は差別を助長すること。
 - （3）職員の個人的な状況や意見等の情報を発信すること（職務上必要な場合を除く。）。
 - （4）違法行為または違法行為をあおる情報を発信すること。
 - （5）職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報を発信すること。
 - （6）市及び第三者の権利を侵害する情報を発信すること。
 - （7）わいせつな内容を含む情報を発信すること。
 - （8）信頼性が確保できない情報（単なる噂や噂を助長させる情報）を発信すること。

(9) 重要施策の意思形成過程の情報を発信すること（市が積極的に意見等を求める場合を除く。）。

(10) 職員の身分以外の者に情報発信させること。